# 稅經通信

2009

特別鼎談

## 平成21年度が 税制改正を めぐって戦場





自由民主党税制調查会顧問 野田 毅

民主党最高顧問

藤井 裕久

巻頭言・巻頭論文

判例評釈 神奈川県企業税条例事件第一審判決の検討/金子 鬼「平成21年度の税制改正に関する答申」について/水野 忠恒 1 位電気こたつ、 2 位湯たんぽ/渡辺 裕泰

特 集

## 源泉所得税を巡る グレーゾーン

報酬・料金/現物給与/給与・賞与等人件費/退職金・年金/国際源泉/源泉税調査への準備

## 粉飾決算・経理不正と会計・法務・税務

粉飾決算の事例と見分け方/会計士の役割/税理士の役割/ 更正後の税務実務/租税逋脱に係る法律上の責任

#### 新通達解説

法人税基本通達等の一部改正に ついて(上)/二摩 真矢

#### 特別解説

新しい公益法人制度の発足と 公益認定等の申請等について / 堺井 啓公

#### 論 文

2 大政党の税制改正案・ 政策決定プロセスの比較検討 / 大石

別冊付録

平成20年分 所得税の確定申告のてびき……小田 満 税務法令通達月報(21年度税制改正大綱、中期プログラム ほか)

税務経理協会

敬

### 公益法人の 課税実務

短期集中 連載

第2回

#### 菊 地 亮

税理士/

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 公益法人コンサルティング部マネージャー

公益法人の設立・運営に関する税務・会計 等におけるコンサルティング業務を中心と して,新公益法人制度改革に対応するため の各種コンサルティング業務にも従事。

#### 公益社団法人等の課税関係について

#### はじめに

公益法人制度改革による公益法人関連三法 (『一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(以下「一般法」)』,『公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律(以下 「公益認定法」)』,『一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律及び公益社団法人及び公 益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」)』が,ついに平成20年12月1日より施 行された。これにより従来の民法法人(社団 法人・財団法人)は,特例民法法人として, 法施行日から5年後の平成25年11月30日まで に,公益目的事業を行うことを主たる目的と した「公益社団法人又は公益財団法人(以下 「公益社団法人等」)」への移行認定を申請す るか,必ずしも公益事業を行うことを目的と しない「一般社団法人又は一般財団法人(以 下「一般社団法人等」)」への移行認可を申請 するか,の選択をしなければならず,何もし ない場合には解散となる。

前回は,特例民法法人が一般社団法人等へ 移行する場合の税務上の取扱いについて取り 上げた。本稿では新制度における公益社団法 人等に関する課税の概要,移行時の課税関係, 公益認定を取り消された場合の課税関係,新制度における法人のうち公益社団法人等にの み認められている「みなし寄附金」の制度に ついて解説する。

#### 1 公益社団法人等の課税

新制度の法人類型である公益社団法人等は, 法人税法上,「公益法人等」として別表第二 に掲げられ,従来の民法法人と同様に収益事 業課税やみなし寄附金といった課税上の優遇 制度の適用を受けることが可能である。また, び来の民法法人においては,公益事業であっ ても税務上の特掲事業に該当するものであれば,収益事業として課税の対象となっていたが,新制度においては,公益社団法人等がら かれることとなったため,公益認定法上の公益目的事業に該当する事業については,た とえ特掲事業に該当するものであっても課税の対象とはならない(法人税法施行令5一)。

なお、税率については、従来の民法法人においては、一律22%の軽減税率が適用されていたが、公益社団法人等においては、年800万円超の部分については30%の税率により課税される。一般社団法人等を含め、それぞれ

の類型による課税所得の範囲等を示すと,以

下のとおりである。

	公益社団法人等	一般社団法人等							
	公益社凶太人寺	非営利型法人	普通法人						
課税範囲	収益事業課税( 1)	収益事業課税	全所得課税						
税率	30% ( 2 )	30% ( 2 )	30% ( 2 )						
「みなし寄附 金」の適用	あり	なし	なし						

- (1) 税務上の特掲事業に該当するものであっても公益目的事業に該当するものは課税の範囲から除かれる。
- ( 2) 年800万円以下の部分については22%

## 2 公益社団法人等へ移行した 場合

#### (1) 課税関係

特例民法法人が公益社団法人等へ移行した場合には,いずれも収益事業課税という点では課税所得の範囲に変更はないため,特段の課税関係は発生しない。

#### (2) 事業年度

特例民法法人が公益社団法人等への移行の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人等の設立の登記をしなければならない(整備法106)。この場合の事業年度は「その事業年度開始の日から移行の登記をした日の前日

度開始の日から移行の登記をした日の前日までの期間」と「その移行の登記をした日からその事業年度終了の日までの期間」となる(法人税基本通達,平成20年7月2日付課法2-5による改正に伴う経過的取扱い(1))。

#### 3 公益認定の取消しがあった 場合

公益社団法人等について,公益認定の取消 しがあった場合には,その法人は一般社団法 人等に該当することとなる。一般社団法人等 は前回解説したように,税務上は「非営利型法人」とそれ以外の「普通法人」とに区分され,そのいずれに該当するかにより課税関係が異なる。

(1) 非営利型の一般社団法人等に該当する場 合

#### 課税関係

公益社団法人等が非営利型法人である 一般社団法人等に該当することとなった 場合には,いずれも収益事業課税という 点では課税所得の範囲に変更はないため, 下記②の累積所得金額の益金算入などの 課税関係は生じない。

#### 事業年度

公益社団法人等が非営利型法人である一般社団法人等に該当することとなった場合の事業年度は、「定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間」と「その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間」となる(法人税基本通達1・2・3(2))。

(2) 普通法人型の一般社団法人等に該当する 場合

#### 課税関係

公益社団法人等が普通法人型の一般社団法人等に該当することとなった場合には、課税所得の範囲が収益事業課税から

全所得課税へと変わることになるため, それまで公益社団法人等であった期間に, 収益事業課税等の恩恵を受けて蓄積した 財産に相当する部分に対して課税が行われる。

累積所得金額の益金算入及び累積欠損 金額の損金算入

公益社団法人等が公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日(以下「移行日」)前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額(以下「累積所得金額」)又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額(以下「累積欠損金額」)に相当する金額は、当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する(法人税法64の4)

累積所得金額とは移行日における資産の帳簿価額が負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい,累積欠損金額とは移行日における負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分

益金算入額 累積所得金額 - 調整額 )=

移行日における 資産の帳簿価額 移行日における 負債の帳簿価額

損金算入額 累積欠損金額+調整額)=

移行日における 負債の帳簿価額 移行日における 利益積立金額

なお,上記の調整計算の規定の適用を 受けた場合において,公益認定基準にお ける定款の定め(公益認定法5十七)に 従い成立した契約(公益目的取得財産残 額に相当する額の財産の贈与に係る契 約)により,金銭その他の資産の贈与を したときは,その贈与により生じた損失 の額は,その法人の各事業年度の所得の の金額をいう(法人税法施行令131の4)

なお、公益社団法人等が公益認定の取 消しを受けた場合には,その取消しの日 から1か月以内に公益目的取得財産残額 に相当する額の財産を,類似の事業を目 的とする他の公益法人等又は国若しくは 地方公共団体に贈与する旨を定款に定め ることとなっており(公益認定法5十 七),公益目的のため一定の支出が発生 することになることから,一定の調整計 算の規定が設けられている。すなわち, 移行日における公益目的取得財産残額に 相当する金額を,累積所得金額から控除 し(控除しきれない金額は累積欠損金額 とみなす),又は累積欠損金額に加算す ることができる(法人税法64の 4 人税法施行令131の5 ー・ )。この 規定は,税務署長においてやむを得ない 事情があると認める場合を除き、確定申 告書にその金額及びその計算に関する明 細の記載があり,かつ,一定の書類の添 付がある場合に限り適用される(法人税 法64の4 ኔ

上記の取扱いを算式で示すと,以下の とおりである。

移行日における利益積立金額

公益目的取得財産残額

移行日における 資産の帳簿価額

公益目的取得財産残額

金額の計算上 損金の額に算入しない(法 人税法施行令131の5)。

みなし事業年度

公益社団法人等が普通法人型の一般社 団法人等に該当することとなった場合に は、「その事業年度開始の日から公益認 定取消しの日の前日までの期間」及び 「公益認定の取消しの日からその事業年 度終了の日までの期間」を,それぞれ事業年度とみなす(法人税法14二十二,法人税基本通達1-2-6(1)イ)。

#### (3) 別表十四穴の記載例

公益認定の取消しに伴い,全所得課税で ある普通法人型の一般社団法人等に該当す ることとなった場合において,調整計算を 適用したときの別表十四(六)の記載例に ついては,以下のとおりである。

#### 【前提数值】

・資産の額 100,000千円・負債の額 25,000千円・利益積立金額 15,000千円

法人名

I 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書 簿 価 純 資 移行日又は適格合併の日 1 5 (2) - ((3) + (4))60,000,000 円 2 資産の帳簿価額 公益目的取得財産残額 6 100.000.000 55,000,000 累積所得金額の益金算入額 3 7 0 価 額 (5) - (6)5,000,000 25,000,000 (マイナスの場合は0) 累積欠損金額の損金算入額 額 4 (6) - (5)(マイナスの場合は0) 15,000,000

#### Ⅱ 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

移	行日	又は	適格	合併	の日	9		32	当初調整公益目的財産残額又は 期首調整公益目的財産残額 (20)又は(前期の(35)))	23	H
資	産	n	帳 涌	# 価	额	10	д	坝	当期における公益目的支出の額	24	
<b>A</b>	債	ø	帳 海	<b>第</b>	<b>10</b>	11		繰越	同上のうち損金不算入額	25	1113
利	益			金	2.1	-		811	過年度において損金不算入とさ れた公益目的支出の額のうち当 期認容額	26	. 5 - 1.
律	価	和 (10) — (	資 通(11) + (1		類	13		整	調整後の当期公益目的支出の額 (24) - (25) + (26)	27	
当初期	修正公益		目的			+		公益	当期における実施事業収入の額	28	
整公	目的財	超過都時価	評価	1 括	の 額	+		B	同上のうち益金不算入額	29	
益 目 約	産残額	時価	24 (d)	i #	の額	17		的財	過年度において益金不算入とさ れた実施事業収入の額のうち当 期加算額	30	
財産	か計算	1,00	公益目(+ (15) +			18		産	調整後の当期実施事業収入の額 (28) - (29) + (30)	31	
残額の	簿	価料	イナスの 資 (13)	產(	<b>15</b> 10	19		残	差 引 (27) - (31) (マイナスの場合は O)	32	1212
計算	,	刀調整	ン益目 のうち	的財產	<b>正残</b> 額	20		額の	当期における損金不算入額 (23)と(32)のうち少ない金額)	33	-1 (6)
架		(13	質の益) - (20)		入都	21		#+	当期における益金不算入額 (31) - (27) (マイナスの場合は0)	34	1.2
累	積欠	損金1	類の損)ー(13)	金算		22		算	期末調整公益目的財産残額 (23) - (24) + (28) (マイナスの場合は0)	35	

別表十四六 平 7 以後終了事業年 度又は連結事業年度分 ・公益目的取得財産残額 55,000千円 当事例では,累積所得金額(100,000千円-(25,000千円+15,000千円)=60,000 千円)から,公益目的取得財産残額(55,000千円)を差し引いた金額(5,000千円)が 益金に算入される(7欄)。

#### 4 みなし寄附金

#### (1) 概 要

従来,公益法人等に対する優遇規定として,収益事業から収益事業以外の事業へ支出した金額については,同一法人内の資産の振替えではあるものの,他の法人への寄附金支出とみなして一定の金額を損金算入することができる,いわゆる「みなし寄附金」の制度が設けられていた。

新制度においても公益社団法人等については「みなし寄附金」の規定が適用される。すなわち、収益事業から公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金とみなされる(法人税法37、法人税法施行令77の3)。

#### (2) 損金算入限度額の計算方法

公益社団法人等が収益事業から支出した 寄附金の損金算入限度額は「 寄附金支出 前所得金額の50%(法人税法施行令73 三 イ)であるが、「みなし寄附金」がある場 合の特例として、「 公益法人特別限度額」 が の金額を超えるときは、損金算入限度 額は の金額とされる(法人税法施行令73 の2)

公益法人等における寄附金の損金算入限度額 寄附金支出前所得金額×50% 公益法人特別限度額

いずれか多い金額

「公益法人特別限度額」は次の(ア)に掲げる 金額から(イ)に掲げる金額を控除した金額によ り計算される(法人税法施行規則22の6)。

- (ア) 次に掲げる金額の合計額
  - (a) その事業年度の公益目的事業に係る 経常費用の額から公益目的保有財産の 償却費の額を控除した金額
  - (b) 特定費用準備資金の当期積立額(特定費用準備資金当期積立基準額(1)を限度)
  - (c) 公益資産取得資金の当期増加額(公 益資産取得資金当期積立基準額(2) を限度)
  - (d) その事業年度に取得又は公益目的事 業用とした公益目的保有財産の額
- (イ) 次に掲げる金額の合計額に公益目的事業以外の事業(収益事業を除く)から公益目的事業への繰入額を加算した金額
  - (e) その事業年度の公益目的事業に係る

#### 経常収益の額

- (f) 特定費用準備資金の当期取崩額
- (g) 公益資産取得資金の当期減少額
- (h) その事業年度における公益目的保有 財産の処分額及び公益目的保有財産以 外の財産への振替額
  - (1)特定費用準備資金当期積立基準額
    - (a) (b) )× 当該事業年度の月数 当該事業年度開始の 日から積立期間の末 日までの月数
    - (a) その事業年度終了の時における特定費用準備資金に係る積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額)
    - (b) 特定費用準備資金につき、その事業年度前の各事業年度の公益目的事業費率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額の合計額(控除された金額がある場合には当該控除され

た金額の合計額を控除した額) ( 2) 公益資産取得資金当期積立基準額

> ((c) - (d) )× 当該事業年度の月数 当該事業年度開始の 日から積立期間の末 日までの月数

- (c) その事業年度終了の時における公益資産取得資金に係る当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額のうち公益目的保有財産に係る部分の額
- (d) その事業年度の前事業年度終 了の時における当該公益資産取 得資金の額
- (3) 別表十四(二),付表の記載例 みなし寄附金の適用を受ける場合の別表 十四(二)及び別表十四(二)付表の記載例につい ては,以下のとおりである。

#### 【前提数值】

・事業年度 × 1年4月1日

~×2年3月31日

・所得金額仮計 10,000千円

・みなし寄附金額 50,000千円

・公益目的事業関係

・経常収益 100,000千円・経常費用 144,000千円

・特定費用準備資金関係

・×3年9月30までに総額90,000千円 を積立

・当期積立額・前期末までの積立額40,000千円

公益目的保有財産関係

・当期取得額・当期償却額4,000千円

・当期における処分等はなし

当事例では,原則的な損金算入限度額は 30,000千円(別表十四(二31欄)となるが, 公益法人特別限度額の計算により損金算入 限度額が50,000千円((別表十四(二付表3 欄)となるため,損金不算入額は発生しない。

1		4	# :	± 1	笨	[] 6L	の法	iσ	12 -	4			1	2 ±	± 1±	- 人	等の	0 +	<b>是</b> 合	
-	-			奇附	金	等の		1	760 (		FF)		-							
	支	特	定力	(4	1の計算 進	法人	等に	2	78				支	肯定		金等1の計)	の金額	25		
-	支出した 育 附金 の 部 (1)+(2)・ 連 結 法 人 間 計						3				損	出								
般将				#+			4					した	長期給	付事業	への剝	入利子額	26			
附					♠ 100	5				1	寄	-		-						
金				## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			6				100		その	他	方寄	附金額	27	50,00	0,000	
の損	所 得 金 額					仮	Bt	7				算	金 -	- 1						
金	(別表四 22の①」) 寄附金支出額所得金額						金 額		-		_	7	<b>89</b>		25-	#† +(26)+(27		28		
算人				ナスの	場合			8					775	40		Ave	let Bi	-	10,000,000	0,000
限	司	.Ł	Ø	10	5.00	相当		9				限	所	-		額 22の①」	-	29		0,000
度	抻	*(5	可表示	資 2	53	等・ (の(())) は(())・	の額	10					奇附金支出前所得金額 28+29 (マイナスの場合は0)			30	60,00	0.000		
額の	同	Ŀ	の	'月	数	换 1	草 朝	11				度	[m]		20汉	150 e				
2t	-	-	-	00 >								-	70		ない場合他り	31	20 000 000			
27	[F]	上	0	1,0	00		\$ \$80.	12	-			额				4-20075 P			30,00	0,000
	· A	प्र क्ष		9)+(1)		等 入 陸 	1英 報	13	. 5			0	公益社団	法人又は	公益財団	法人の公益	法人特別限度額	32		
中对金 字寸質	奇器	金	支出 市	所得 (8)×		$0 - \frac{5}{100}$	相当額	14		V. 10				(別表十	-DG (=	)付表	3])	32	50,00	0,000
公職財産の大人服産額の	期末	の資本	(金等)			種の 2.5	物治鄉	15	-			計								`.
V 46.0	1	(12)						-		-	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度類 (20と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)			33	4. ×					
\$9]計 仁機算	114.	. M		(14)+(1				16				算								
						金の損る		17									度 額	34 .	50,00	0.000
指	定	寄	附	金	等	0 1	金 額	18				指	定 署	许 附	金	等 0	金額	35		,
国夕	ト関	連	者に	(1)	する	寄附	全 額	19	-			E :	外関注	生者!	こ対 つ	するま	所金额	36		
(4)002	有附金	額の		日上の8 (4)-09		以外の意	5附金額 20					図の寄附金額のうち同上の 28-3			同上の第				50,00	0,00
44	向上	同上のうち損金の額に算入されない金数 (20-((9)又は13)-17-18										+211	同上のうち損金の額に算入されない金額 67-64-65			れない金額	38	197704 7	0	
横金不	国外関連者に対する客附金額 (B) 連 結 法 人 間 の 寄 附 金 額 (5)							22				切金米	国外関連者に対する寄附金額 (%) 計		寄附金額	39				
不算人								23	130			損金不算入額			1	10		2,892		
80	14	- 5			†	3	24		gg a l		部	(85)+739			40					
	17	1.24	1 1	1. 1.1	175		指:	È	寄降	付 金	#	: 12	関	4	3 F	別 細		114		
寄	附	ţ	,	た	Н	<b>3</b> 5	. 対		先	告	亦	#	号	寄	M	金の	使途一	<b>新</b>	41	t
			_		4				1 1 1	-	3 1	-	0	-						
	_		_		+					-				+-			-			
- 1		-	1	5.5	-	1700	12		- 1	<u>-</u>	1	H		+	38 /	100				
		-							定特定	非営利							会社若し			
yer	11 +	O 77	1+=	特力			等促進 先又は			所		在	定特定				る支出金の		金額又は支	出金书
a) M	UE	u.X	14.XI	110/2	-	3) MJ	/4 X 1		=u 1H	"	_	-	A	- 19	定公:	日用能	の名称		. 42	1
					+												-			
											,	- 137	Y.,.	-			- 1		11.4-3	
								13		it .			1	. 2		1)	276		11, 1	4
				-	1		-	特定		_			-	-			る支出金	-		
支	出			た	H	受	16	5	者	所		在	地	特	定公	益信託	の名称	支	出金	* *
-			-					-		-				+						
		1.								-				-						

	別限度額の計算に関する明細書 		1	_	ġ ·			l F
み公	なし寄附金額益目的事業実施必要額	1	50,000,000	2	益 法 人 特 ((1)と(2)のうち	別限度額	3	
_	(10) — (17)	1	80,000,000				1	50,000,00
_	公益目的	*	東 実 集	E T	必要	額の	H	#
4	公益目的事業に係る経常費用の額	4	144,000,000 円 当	1	公益目的事業に促	系る経常収益の額	11	100 000 00
1	同上のうち公益目的保有財産の償却費の額 公益目的事業に係る特定費用準備資金増加額	5	4,000,000	1		45.44.64	+	100,000,00
	のうち当期積立基準額を超えない部分の金額(30の計)	6	30,000,000 益	1	公益目的事業に係る特(220	定費用準備資金減少額 の計)	12	
1	公益資産取得資金増加額のうち当期積立基		目的	1	公益資産股名	导資金減少額		
1	準額を超えない部分の金額 (42の計)	7				D#1)	13	
0/	公益目的保有財産取得支出額	8	10,000,000 =	1/2	公益目的保有即	<b>財産処分収入額</b>	14	
5	公益目的保有財産とした公益目的保有財	9	係			外の財産とした公益	15	
9	産以外の財産の額	-	る収	-	目的保有財産の額	業(収益事業を除く。)	+	-
H.	差引計	10	180 000 000 0		から公益目的事業へ繰		16	
ī	(4) - (5) + (6) + (7) + (8) + (9)	1.0	180,000,000 額			H + (14) + (15) + (16)	17	100,000,00
_	公益目的事業に係る特定費用準値	資金	の明細及び当期増加額	<b>真の</b>			金額の	
年首	要用準備資金の目的である活動の内容	_		T			T	8+
+ 1	主費用準備資金の積立期間の末日	19	x 3 · 9 · 30	T				
4	期 積 立 額	20	40,000,000	T	門	PI		
š	期取納額	21	107007	T				
í	期 被少额	22	Φ	2	)	3	0+	+2+3 P
4	(マイナスの場合は 0 ) 期 増 加 額 の (つ (2i)	23	40,000,000	T	7.		T	
-	(マイナスの場合は0) 当期末における積立限度額	24	90,000,000	+			-	
当期	前期までに積み立てた金額	+	15,000,000	+			-	
ŧ	前期までに取り崩した金額	+		+			+	
江西	前期末積立累計額控除後の積立限度額 (24)-(25)-(25)	+-	75,000,000	T			1	
額の	(マイナスの場合は0) 当該事業年度の月数	1	12	+			+	
#	当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数	+-	30	1			_	
算	当期積立基準額	29	30,000,000	1	P	P	1	
当邦	  増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額  (23)と(29)のうち少ない金額	30	30,000,000	(5)	)	(6)	1	+\$+\$ 30,000,00
_	公益資産取得資金の明細及	び当	期増加額のうち当	期	積立基準額を超	えない部分の金	額の	計算
資産	室取得資金の対象となる資産の名称及び資 取得資金の目的	31				1.50		<b>2</b> +
資	産取得資金の積立期間の末日	32		T	• •			
当	期末公益資產取得資金額	33	P		円	P	1	
前	期末公益資產取得資金額	34		T				
当	期 (34) - (33) (マイナスの場合は.0)	35	TO TO	(8)	D	9	7	+8+9
当	期 増 加 都 (33) - (34) (マイナスの場合は O)	36			70			
当	当期末における対象資産の取得に要する支出の額の							
期	最低額(公益目的保育財産に係る部分の額に限る。) 前期末公益資産取得資金額	-		+			-	
積立	34)	38	-	+			-	
基準	前期末公益資産取得資金額控除後の最低額(3) - (3)	39						
額	(マイナスの場合は0) 当該事業年度の月数	- 4		+		T	1	
の計	当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月季	_		+		-	9	
草	当期積立基準都	41	P	1	PI	, P	_	
-	(20) /5 (80)							+ (D+ (D+